平成２３年（フ）第６９５号
栃木県宇都宮市東今泉２丁目５番48号　ハイツフォレストＡ102、前住所栃木県宇都宮市泉が丘１丁目17番３号　阿久津方
債務者　阿久津絵美
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２４６７号
神奈川県茅ヶ崎市中海岸３丁目10番56―306号　ブルードゥ　シェル
債務者　水倉　竜介
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月14日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２４７８号
神奈川県大和市柳橋３丁目12番地８　ローズハイツ桜ケ丘Ｂ103号
債務者　桑木野　哲
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６３４号
横浜市鶴見区市場大和町７番３―404号
債務者　服部　美穂
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２４３号
東京都東村山市久米川町５丁目37番地13日神パレステージ所沢414
債務者　坂本たみ子
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月15日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第６１８号
栃木県真岡市久下田西２丁目67番地　市営住宅錦町団地Ｄ棟201号
債務者　新沼　節子
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５０４号
岡山市中区浜２丁目７番２号　藤井コーポ102号
債務者　塩塚　仙治
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５０５号
岡山市中区浜２丁目７番２号　藤井コーポ102号、旧住所岡山市北区新道25番地３　桜橋３のＢ
債務者　重松知恵子
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５２８号
岡山市北区白石東新町２番地102　303号
債務者　能瀬　静江
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６０３号
岡山市東区藤井177番地10
債務者　大林朝子こと　梁　　相紅
1　決定年月日時　平成23年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１２号
石川県加賀市山代温泉８の４番地５メゾンサペリア山代201号室
債務者　西出　博史
1　決定年月日時　平成23年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月22日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第８６号
島根県出雲市荒茅町387番地
債務者　松岡　正敏（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月19日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第２５０７号
横浜市金沢区能見台４丁目４番地21　いこいの街Ｄ棟307号
債務者　落合　　守
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４３号
島根県江津市敬川町1041番地１
債務者　和田　直美
1　決定年月日時　平成23年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月21日午後１時15分
松江地方裁判所浜田支部

平成２３年（フ）第１０６号
熊本県八代市八幡町９番14号
債務者　木本　順子
1　決定年月日時　平成23年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月21日午前11時
熊本地方裁判所八代支部